

令和5年8月教育委員会定例会・会議録（要旨）

- 1 開 会 令和5年8月25日（金曜日） 16時00分
- 2 閉 会 令和5年8月25日（金曜日） 17時00分
- 3 場 所 様似町中央公民館・小ホール
- 4 会 議 次 第
 - 教育長報告（行政報告）
 - 議案第13号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
 - 議案第14号 令和6年度使用中学校教科用図書の採択について
 - 議案第15号 様似町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 様似町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 令和5年度教育費補正予算（第2号）について
 - 議案第18号 令和5年度就学援助費給与者の認定について
- 5 出 席 委 員 秋山教育長、池田委員、櫻庭委員、能登委員、南委員
- 6 事務局出席者 秋山生涯学習課長、児玉生涯学習参事、西嶋生涯学習課主幹（学校教育担当）、伊藤体育係長、吉田町立幼児センター事務長、金子町立幼児センター主幹（保育指導担当）、角井町立幼児センター主幹（子育て支援担当）、内海（総務係）
- 7 会議を傍聴したもの なし
- 8 議事の経過 別紙のとおり

別紙

(議事の経過)

開会 教育長が8月教育委員会定例会の開会を宣言

教育長報告（行政報告）

○議案第13号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について

【説明】

○秋山生涯学習課長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき令和6年度小学校教科用図書について、北海道第11地区教科用図書採択教育委員会協議会の決定に基づき採択することについて、議決を求めます。

令和6年度から新しい教科用図書を使用することとされていますが、第11地区教科用図書採択教育委員会協議会において採択することが決定した教科用図書を、令和6年度使用小学校教科用図書として採択することについて議決をいただきたいと思えます。

【採決】 原案承認

○議案第14号 令和6年度使用中学校教科用図書の採択について

【説明】

○秋山生涯学習課長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき昨年度に採択した中学校教科用図書と同一のものを令和6年度使用中学校教科用図書として採択することについて、議決を求めます。

令和6年度使用中学校教科用図書については、令和2年8月7日に北海道第11地区教科用図書採択委員会協議会で採択を決定した教科用図書を、令和6年度まで使用することについて、議決をいただきたいと思えます。

【採 決】 原案承認

- 議案第15号 様似町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説 明】

- 秋山生涯学習課長

様似町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

<改正内容>

- ・別表中、備考欄の利用者負担減に係る規定のうち、「在宅障害児」の定義に「特定施設等に入居していないもの」を追加する。

【採 決】 原案可決

- 議案第16号 様似町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【説 明】

- 秋山生涯学習課長

様似町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

<改正内容>

第10条

- ・支援員研修の実施者に、政令指定都市と中核市の長を追加する。
- ・支援員資格対象者に係る規定について整理・追加する。

附則第2条

- ・経過措置として「研修計画を定めた上で2年以内に研修を修了予定」の場合も修了したものとする規定を追加する。

【採 決】 原案可決

- 議案第17号 令和5年度教育費補正予算（第2号）について

【説 明】

○秋山生涯学習課長 ○吉田町立幼児センター事務長

歳入補正は14款国庫支出金、2項国庫補助金・5目教育費補助金では31万3千円【3節教育・保育費補助金：幼児センターの送迎バス2台分の安全装置設置に係る補助金の申請先変更により増額補正】、15款道支出金、2項道補助金・4目教育費補助金では31万3千円【2節教育・保育費補助金：幼児センターの送迎バス2台分の安全装置設置に係る補助金の申請先変更により減額補正】、補正後の歳入合計は、変わらず5,322万1千円とする。

○秋山課長 ○西嶋主幹 ○吉田事務長 ○伊藤係長

歳出補正は、10款2項小学校費・2目教育振興費では59万9千円【18節負担金補助及び交付金：当初予算の計上時、試算人数に誤りがあったため予算不足による増額補正】、3項中学校費・1目学校管理費では28万3千円【12節委託料：中体連全道大会参加時、会場が稚内市、旭川市といった遠方のため移動用バスの運転を委託したことによる増額補正】、同項中学校費・2目教育振興費では65万5千円【18節負担金補助及び交付金：中体連全道大会の各種競技出場における移動、宿泊費に係る経費に29万2千円、少年軟式野球大会全道大会出場に係る経費に36万3千円の増額補正】、10款4項子ども・子育て対策費・2目放課後児童対策費では9万4千円【8節旅費：令和5年4月1日付採用の会計年度任用職員の通勤に係る旅費の増額補正】、10款6項保健体育費・1目保健体育総務費では2万8千円【18節負担金補助及び交付金：第57回全国道場少年剣道大会出場に係る経費補助の増額補正】をそれぞれ増額補正する内容とする。

10款教育費の歳出補正額合計では165万9千円を増額し、歳出合計を3億5,524万6千円とする。

【採 決】原案可決

○議案第18号 令和5年度就学援助費給与者の認定について

【説 明】

○秋山生涯学習課長 令和5年度就学援助費給与者を次のとおり認定することについて、議決を求めます。1名の対象者についての詳細は、西嶋主幹から説明いたします。

○西嶋主幹 1名の対象者について説明をなす。

【採 決】 対象者1名を承認とした。

閉会 教育長が8月定例会の閉会を宣言